社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会　行動計画

本会職員が、その能力を発揮し、ワーク・ライフ・バランスの充実を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　　令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までの５年間

２．内容

目標１　管理職員（課長級以上）に占める女性比率を４０％とする。

〈対策〉令和７年４月～
・管理職手前の女性職員に対し、キャリア意識の醸成を図るため、管理職研修を受講させる。
・各種委員会等のメンバーに、女性職員を積極的に登用していく。

目標２　男女の育児休業取得率を次の水準以上にする。 男性の育児休業取得率７５％以上 女性の育児休業取得率９０％以上

〈対策〉令和７年４月～
・各職場における休業者の業務カバー体制を検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など）し、実施していく。

目標３　フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数を２０時間以下にする。

〈対策〉令和７年４月～
・時間外労働及び休日労働の原因を分析し、各部署における問題点を検討していく。
・定時退社の推進について管理職員から職員へ啓発を行う。